

(付) 三重県立高等学校通学区域に関する規則 (抜粋)

〔昭和33年1月24日〕
〔教育委員会規則第13号〕

最終改正 令和6年8月7日教育委員会規則第5号

(目的)

第一条 この規則は、三重県立高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）を定めることを目的とする。

(学区)

第二条 学区は、別表に掲げるとおりとする。

(入学志願及び学区外入学)

第三条 高等学校に入学（転入学を含む。以下同じ。）をしようとする者は、保護者の居住する住所の属する学区又は当該学区に隣接する学区（以下これらの学区を「志願学区」という。）内の高等学校へ出願しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、三重県教育委員会の許可を得て、志願学区外の高等学校に出願することができる。

- 一 保護者が、入学者選抜の実施年度の末日までに入学を志願する高等学校の属する学区又は当該学区に隣接する学区に転入することが確実な場合
- 二 その他特別な理由がある場合

3 在学中に住所の変更により、志願学区外の高等学校へ通学することとなる者は、住所変更後の志願学区内の高等学校へ転学しなければならない。ただし、本人及び保護者が希望し、かつ、正当な理由がある場合は、通学区域外高等学校通学承認申請書（第一号様式）を三重県教育委員会に提出し、その承認を得て現に在学する高等学校に在学することができる。

(県外居住者の取扱)

第四条 保護者が、他の都道府県に居住している者は、本県の高等学校へ入学することはできない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、三重県教育委員会の許可を得て本県の高等学校に出願した上で、入学することができる。

- 一 保護者が、入学者選抜の実施年度の末日までに入学を志願する高等学校の属する学区又は当該学区に隣接する学区に転入することが確実な場合
- 二 保護者の居住する都道府県に入学を志願する学科を設置する高等学校がない場合
- 三 高等学校への出願について隣接する府県と協定を締結している場合
- 四 保護者の転住を伴わずに他の都道府県に居住している者が入学志願できる学校として教育長が別に定める高等学校に入学を志願する場合
- 五 高等学校の定時制課程に入学を志願する者が、入学を志願する高等学校の入学の期日までに本県に転入又は勤務することが確実な場合
- 六 高等学校の通信制課程に入学を志願する者が、入学を志願する高等学校の入学の期日までに本県に転入することが確実な場合
- 七 その他特別な理由がある場合

（学区外入学志願の手続き）

第五条 第三条第二項の規定により志願学区外の高等学校に出願するときは、通学区域外高等学校入学志願許可申請書（第二号様式）を三重県教育委員会に提出し、その許可を得なければならない。

2 前条ただし書の規定により県外から本県の高等学校に入学を志願するときは、三重県立高等学校入学志願許可申請書（第三号様式）を三重県教育委員会に提出し、その許可を得なければならない。ただし、県外から本県の高等学校の夜間定時制課程に入学を志願するときは、三重県立高等学校入学志願許可申請書（第四号様式）を当該高等学校長に提出し、その許可を得るものとし、その許可をもって前条ただし書の許可とみなす。

（委任）

第六条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

三重県公立高等学校通学区域

別表中の三重県立南伊勢高等学校は、三重県立南伊勢高等学校度会校舎を示す。三重県立熊野青藍高等学校は、三重県立熊野青藍高等学校木本校舎を示し、三重県立熊野青藍高等学校紀南分校は、三重県立熊野青藍高等学校紀南校舎を示す。

＜三重県立高等学校の所在地＞

